

一般財団法人山形コンベンションビューローコンベンション開催支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村山広域圏へのコンベンションの誘致を積極的に行い、円滑なる運営と成功に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 支援対象とするコンベンションは、次の各号に該当するものとする。

(1) 村山広域圏で開催されるもの。なお、村山広域圏とは、山形市・寒河江市・上山市・村山市・天童市・東根市・尾花沢市、山辺町・中山町・河北町・西川町・朝日町・大江町・大石田町の7市7町を指すものとする。

(2) 学術・文化等の会議及び団体等の学会、大会、研究会等であるもの。但し、以下の内容は除く。

- ① 音楽・芸術祭等のイベント、コンサート・演劇等の興行。
- ② スポーツ競技大会。
- ③ 各種学校園の同窓会、記念事業等。
- ④ 営利を目的とする事業等。
- ⑤ 各種展示会・見本市等。
- ⑥ 公序良俗に反し、社会的問題が生じる恐れがある場合。
- ⑦ 各種愛好団体、親睦団体等の集会等。
- ⑧ 企業、営利団体が主催または共催する場合。
- ⑨ 政治、宗教に属する団体等が主催または共催する場合。
- ⑩ その他、これらに類するもの。

(3) 国際規模、全国規模、ブロック（県内規模除く）規模以上で現地参加者総数が50人以上のもの。なお、国際規模とは日本国外からも参加を募り、日本を含む2か国以上から現地参加者がいるものとする。ただし、コンベンション開催助成金の交付対象は、一般財団法人山形コンベンションビューローコンベンション開催助成金交付要綱の規定によるものとする。

2 一般財団法人山形コンベンションビューロー理事長（以下「理事長」という。）が必要と認めるものは、前項にかかわらず支援対象とする。

(内容)

第3条 支援内容については、別途定めるものとする。

(申請書の提出)

第4条 支援を受ける者は、あらかじめ次の書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) コンベンション開催支援申請書（様式第1号）
 - (2) 開催されるコンベンションの概要または資料等
- （審査及び支援決定）

第5条 理事長は、前条の申請について審査し必要と認めた場合は、コンベンション開催支援決定通知書（様式第2号）により、決定の旨を申請者へ通知するものとする。

(内容の変更)

第6条 前条の決定通知後に申請内容を変更しようとする場合は、申請者は理事長へ速やかにコンベンション開催支援変更届書(様式第3号)により報告しなければならない。但し、軽微な変更内容についてはその限りではない。

(実績の報告)

第7条 前条により支援決定を受けた者は、支援を受けたコンベンションの終了後速やかに、コンベンション開催実績報告書(様式第4号)に必要書類を添付し、理事長へ報告しなければならない。

(支援額の確定)

第8条 理事長は、前条の報告を受けた場合において、当該報告に係る書類等を審査し適当と認めたときは、実績払いによる支援額について、コンベンション開催支援額確定通知書(様式第5号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(支援額の交付)

第9条 理事長は、前条の支援額の確定後、申請者に交付するものとする。

(支援等の取消し)

第10条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、支援決定内容を取り消すことができる。

- (1) 支援の対象となるコンベンションを中止したとき、又は遂行する見込みがなくなったとき。
- (2) 申請事項又は報告事項その他に変更が生じ、その事項が適当でないと理事長が認めたとき。
- (3) 支援等の使用目的が不適当であるとき、又は目的以外に使用したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) その他、理事長が不適当と認めたとき。

(費用を伴う支援等の還付)

第11条 前条に基づき支援等を取消した場合において、理事長は、速やかに申請者に費用を伴う支援等の還付を求め、申請者はこれに応じなければならない。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。